

1. 社会的要請・背景

●近年の水災害の激甚化

これまで、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路の確保やハザードマップ作成等の避難計画措置を講じているところです。

一方、令和元年東日本台風等の近年の水害では、**洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川（その他河川）**において、河川はん濫等による人的被害が発生した。

このような状況を踏まえ、令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川・水位周知河川に加え洪水による災害の発生を警戒すべき**住宅等の防護対象のある河川（その他河川）**が、洪水浸水想定区域の指定対象に追加されました。

2. 市町村におけるハザードマップの作成について（水防法第15条第3項）

●洪水ハザードマップの作成について

浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**想定最大規模における洪水を対象とし**、洪水浸水想定区域図に洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等を記載した**洪水ハザードマップ**を作成が定められており、印刷物の配布やインターネット等により、住民の方々に周知することが定められています。

3. これまでの指定状況について（宮城県）

●洪水浸水想定区域指定の状況と今後の予定について

指定対象となる河川は、県管理河川325河川のうち**291河川**である。
令和8年3月27日に**81河川**を追加指定し全ての河川の指定が完了した。

4. 今後の予定（仙台湾圏域）

●直近の予定について

- 市町村への情報提供により、地域防災計画の改定やハザードマップの作成、要配慮者施設管理者による避難計画の策定などを促進する。

